

鶏伝染性喉頭気管炎凍結生ワクチン

動生剤基準の鶏伝染性喉頭気管炎凍結生ワクチンの 3.3.2、3.3.3、3.3.4（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2 及び 2.2.2 を除く。）、3.3.5、3.3.6 及び 3.3.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。